

令和2年7月豪雨で被害を受けた患者さんの取り扱い

令和2年7月豪雨により被害を受けた患者さんの取り扱いについて、次頁以降の通りまとめました。

なお、この内容は令和2年7月15日現在で判明している取扱いを示したものです。

また、下記の通知が示されていますので、あわせてご確認ください。

- 災害救助法適用地域（随時更新） <https://bit.ly/398BF4o>

- 医療「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（7月14日） <https://bit.ly/30ipldx>

- 医療・概算請求・診療報酬Q&A等「令和2年7月豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」の一部訂正について」（7月14日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000648929.pdf>

- 介護「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（7月14日）<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000649160.pdf>

- 公費「令和2年7月3日から大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（7月5日）<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000646844.pdf>

- 医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の調査（熊本県HP）
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34466.html

2020年7月16日
全国保険医団体連合会

I 被災者の保険証などの提示及び窓口負担の特例

1. 被災された方は保険証等が提示できなくても、保険診療が受けられます。
2. 次の①～⑤に該当し、下記「対象保険者一覧」で○のついた保険に加入し、右の区市町村に住所を有する患者さんは、**10月31日までは**窓口でその旨を申し出るだけで、窓口負担が免除となり、医療機関は10割を保険請求します。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※罹災証明書の提示は必要ありません。
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
3. 下記で×の保険者（区市町村）でも、保険者の判断で医療費が減免されます。この場合、申請には罹災証明等が必要で、免除対象者には保険者から免除証明書が交付されます。受診の際は、免除証明書が必要です。
4. 被災地以外の医療機関に受診した場合も、同様に免除されます。
5. 介護保険についても、上記に準じます。

【対象保険者一覧】

(※健保組合と※国保組合は、3～6頁に掲げる保険者のみ)

	医療				介護	実施区市町村名（災害救助法適用市町村）
	国保	後期高齢	協会けんぽ	※健保組合 ※国保組合		
長野県	未	○	○	△	未	【7月8日～】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下条村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町
岐阜県	○	○	○	△	○	【7月6日～】中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市
	未	○	○	△	未	【7月6日～】高山市、恵那市
島根県	未	未	○	△	未	【7月13日～】江津市
福岡県	○	○	○	△	○	【7月6日～】大牟田市
	○	○	○	△	未	【7月6日～】八女市
	未	○	○	△	○	【7月6日～】久留米市
	未	未	未	△	未	【7月6日～】みやま市
熊本県	○	○	○	△	○	【7月4日～】八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
						【7月6日～】荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町
大分県	未	○	○	△	未	【7月6日～】日田市、由布市、九重町、玖珠町
鹿児島県	未	未	○	△	未	【7月4日～】阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

【一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答した健康保険組合】

1	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
2	IHIグループ健康保険組合	東京都
3	T&D フィナンシャル生命健康保険組合	東京都
4	愛知製鋼健康保険組合	愛知県
5	あおみ建設健康保険組合	東京都
6	青森銀行健康保険組合	青森県
7	アコム健康保険組合	東京都
8	旭化成健康保険組合	宮崎県
9	味の素健康保険組合	東京都
10	麻生健康保険組合	福岡県
11	アビーム健康保険組合	東京都
12	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
13	イオン健康保険組合	千葉県
14	茨城県農協健康保険組合	茨城県
15	イマジカ健康保険組合	東京都
16	永大産業健康保険組合	大阪府
17	H.U.グループ健康保険組合	東京都
18	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
19	SMBC ファイナンスサービス健康保険組合	愛知県
20	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
21	オークマ健康保険組合	愛知県
22	大阪織物商健康保険組合	大阪府
23	大阪港湾健康保険組合	大阪府
24	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
25	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
26	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
27	オムロン健康保険組合	京都府
28	オリジン健康保険組合	埼玉県
29	科学技術健康保険組合	埼玉県
30	河西工業健康保険組合	神奈川県
31	学研健康保険組合	東京都
32	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
33	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
34	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
35	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
36	キューピー・アヲハタ健康保険組合	東京都
37	共栄火災健康保険組合	東京都
38	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県

39	京都信用金庫健康保険組合	京都府
40	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
41	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
42	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
43	グリコ健康保険組合	大阪府
44	経済団体健康保険組合	東京都
45	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
46	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
47	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
48	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
49	小松製作所健康保険組合	東京都
50	コロナ健康保険組合	新潟県
51	佐藤工業健康保険組合	東京都
52	サノヤス健康保険組合	大阪府
53	山陰自動車業健康保険組合	島根県
54	産業機械健康保険組合	東京都
55	サンデン健康保険組合	群馬県
56	サントリー健康保険組合	大阪府
57	シーガイアフェニックス健康保険組合	宮崎県
58	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
59	ジェーシービー健康保険組合	東京都
60	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
61	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
62	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
63	島津製作所健康保険組合	京都府
64	シミックグループ健康保険組合	東京都
65	商船三井健康保険組合	東京都
66	神鋼商事健康保険組合	大阪府
67	新生銀行健康保険組合	東京都
68	スクロール健康保険組合	静岡県
69	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
70	ゼロ健康保険組合	神奈川県
71	全日本空輸健康保険組合	東京都
72	全農健康保険組合	東京都
73	全労済健康保険組合	東京都
74	双日健康保険組合	東京都
75	第一三共グループ健康保険組合	東京都
76	大建工業健康保険組合	大阪府
77	大広健康保険組合	大阪府

78	大正製薬健康保険組合	東京都
79	大日本塗料健康保険組合	大阪府
80	太陽誘電健康保険組合	群馬県
81	ダスキン健康保険組合	大阪府
82	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
83	千葉県農協健康保険組合	千葉県
84	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
85	電興健康保険組合	東京都
86	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
87	東京医科大学健康保険組合	東京都
88	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
89	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
90	東京港運健康保険組合	東京都
91	東京証券業健康保険組合	東京都
92	東京スター銀行健康保険組合	東京都
93	東京製綱健康保険組合	東京都
94	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
95	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
96	東京都医業健康保険組合	東京都
97	東京都食品健康保険組合	東京都
98	東武鉄道健康保険組合	東京都
99	東プレ健康保険組合	神奈川県
100	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
101	トッパングループ健康保険組合	東京都
102	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
103	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
104	豊田通商健康保険組合	愛知県
105	長瀬産業健康保険組合	大阪府
106	名古屋木材健康保険組合	愛知県
107	南都銀行健康保険組合	奈良県
108	日工健康保険組合	兵庫県
109	日産自動車健康保険組合	神奈川県
110	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
111	日清製粉健康保険組合	東京都
112	日鉄物産健康保険組合	東京都
113	日本道路健康保険組合	東京都
114	日本ハム健康保険組合	大阪府
115	野村健康保険組合	大阪府
116	野村証券健康保険組合	東京都

117	パイロット健康保険組合	東京都
118	パッケージ工業健康保険組合	東京都
119	万代健康保険組合	大阪府
120	バンテック健康保険組合	千葉県
121	東淀川健康保険組合	大阪府
122	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
123	福山通運健康保険組合	広島県
124	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
125	富士車輛健康保険組合	滋賀県
126	富士電機健康保険組合	東京都
127	プリマハム健康保険組合	東京都
128	プルデンシャル健康保険組合	東京都
129	平和堂健康保険組合	滋賀県
130	保土谷化学健康保険組合	東京都
131	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
132	前田道路健康保険組合	東京都
133	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
134	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
135	三井物産健康保険組合	東京都
136	ミツバ健康保険組合	群馬県
137	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
138	持田製薬健康保険組合	東京都
139	安川電機健康保険組合	福岡県
140	安田日本興亜健康保険組合	東京都
141	山崎製パン健康保険組合	東京都
142	やまと健康保険組合	東京都
143	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
144	吉野工業所健康保険組合	東京都
145	楽天健康保険組合	東京都
146	レナウングループ健康保険組合	東京都
147	ロイヤル健康保険組合	福岡県

【国民健康保険組合】

1	岐阜県医師国民健康保険組合	岐阜県
2	岐阜県建設国民健康保険組合	岐阜県
3	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
4	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
5	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
6	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
7	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県

Ⅱ 保険証なし受診及び窓口負担免除の場合の医療機関の事務処理

1. 窓口での取り扱い

(1) 被災によって保険証等が提示できなかった方も、保険診療で対応し、保険請求することができます。ただし、下記の内容を確認して診療録等に記録してください。

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

(2) 免除対象保険及び住所の方であって、下記のいずれかを医療機関の窓口で申し立てた方は、窓口負担を免除した上で、後日 10 割を保険請求します。なお、申し立て内容については、診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく必要があります。また、厚労省は、「申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい」としています。被保険者証等が提示できない患者さんについては、上記 1 の記録を併せて行います。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2. 診療報酬等の請求の取扱い

(1) 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- ① 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- ② 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載する。
- ③ 保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載する。

※ただし、国保連により取扱いが異なる場合があるため、可能な限り確認して下さい。

(2) 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を受けた患者の取扱い

- ① 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を講じられた患者については、当該措置の対象となる明細書と対象とならない明細書を別にして請求する。
- ② 免除、徴収猶予の措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「**災1**」と記載するとともに、同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出する。
- ③ ただし、同一の患者について、措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「**災2**」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。
- ④ 入院分について、例えば月末に10月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、災害以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることに留意する。
- また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、災害以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることに留意する。
- ⑤ 減免、徴収猶予の措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載する。

<参考>明細書の減額割合等の記載について

○入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項

- (1) 健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

- (2) 後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

(3) 電子レセプトの記録に係る留意事項

① 保険者を特定できた場合

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

ア. 被保険者証の「保険者番号」を記録する。

イ. 被保険者証の「記号」は記録しない。

ウ. 「番号」は「999999999（9桁）」を記録する。

エ. 「摘要」欄の先頭に「不詳」を記録する。

オ. 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

② 保険者を特定できない場合

ア. 「保険者番号」は「999999998桁）」を記録する。

イ. 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。

ウ. 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、上記（1）と同様「記号」は記録せず、「番号」は「999999999（9桁）」を記録する、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

③ 上記（2）の②で、「明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に**災1**と記録する」こと。

また、③で「**災2**と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード（「2 免除」、「3 支払猶予」）、摘要欄の先頭に**災2**と記録する」こと。

※システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

令和2年7月豪雨で被災された方へ 全国の医療機関で下記の扱いとなります

1 被災された全ての方

保険証をお持ちにならない場合でも、窓口で下記を申し出れば、保険診療が受けられます

- ★お名前、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を窓口でお伝え下さい。
- ★国民健康保険又は後期高齢者医療の患者様については、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）を、国民健康保険組合の患者様の場合は、加えて組合名をお伝え下さい。
- ★公費負担医療の受給者の方で、受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難しているなどの場合は、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）の他、公費の各制度の対象者であることを申し出て下さい。

2 窓口負担が無料となる方（著しい被害を受けた方）

（1）下表の保険に加入して実施区市町村に住所を有する方が、①～⑤のいずれかに該当する場合は、その旨を申し出ていただければ、窓口負担が免除となります。

入院時食事療養は対象外です。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※罹災証明書の提示は必要ありません。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

（※健保組合と※国保組合は、欄外に掲げる保険者のみ）

	医療保険				介護 保険	実施区市町村名（災害救助法適用市町村）
	国 保	後期 高齢	協会 けんぽ	※健保組合 ※国保組合		
長野県	未	○	○	△	未	【7月8日～】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下条村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町
岐阜県	○	○	○	△	○	【7月6日～】中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市
	未	○	○	△	未	【7月6日～】高山市、恵那市
島根県	未	未	○	△	未	【7月13日～】江津市

福岡県	○	○	○	△	○	【7月6日～】大牟田市
	○	○	○	△	未	【7月6日～】八女市
	未	○	○	△	○	【7月6日～】久留米市
	未	未	未	△	未	【7月6日～】みやま市
熊本県	○	○	○	△	○	【7月4日～】八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町 【7月6日～】荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町
大分県	×	○	○	△	×	【7月6日～】日田市、由布市、九重町、玖珠町
鹿児島県	×	×	○	△	×	【7月4日～】阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

【一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答した健康保険組合】

- (あ) IHG・ANA ホテルズ健康保険組合、IHIグループ健康保険組合、愛知製鋼健康保険組合、あおみ建設健康保険組合、青森銀行健康保険組合、アコム健康保険組合、旭化成健康保険組合、味の素健康保険組合、麻生健康保険組合、アビーム健康保険組合、尼崎機械金属健康保険組合
- (い) イオン健康保険組合、茨城県農協健康保険組合、イマジカ健康保険組合
- (え) 永大産業健康保険組合、H.U.グループ健康保険組合、エアンドエーマテリアル健康保険組合、SMBCファイナンスサービス健康保険組合、エム・オー・エー健康保険組合
- (お) オークマ健康保険組合、大阪織物商健康保険組合、大阪港湾健康保険組合、大阪産業機械工業健康保険組合、大阪自動車整備健康保険組合、大阪線材製品健康保険組合、オムロン健康保険組合、オリジン健康保険組合
- (か) 科学技術健康保険組合、河西工業健康保険組合、神奈川県医療従事者健康保険組合、神奈川県石油業健康保険組合、神奈川県プラスチック事業健康保険組合、関西文紙情報産業健康保険組合、学研健康保険組合
- (き) キュービー・アヲハタ健康保険組合、共栄火災健康保険組合、紀陽銀行健康保険組合、京都信用金庫健康保険組合、京都中央信用金庫健康保険組合、近畿電子産業健康保険組合、近畿日本鉄道健康保険組合
- (く) グリコ健康保険組合
- (け) 経済団体健康保険組合
- (こ) 工機ホールディングス健康保険組合、神戸製鋼所健康保険組合、コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合、小松製作所健康保険組合、コロナ健康保険組合、ワールドウイン健康保険組合
- (さ) 佐藤工業健康保険組合、サノヤス健康保険組合、山陰自動車業健康保険組合、産業機械健康保険組合、サンデン健康保険組合、サントリー健康保険組合
- (し) シーガイアフェニックス健康保険組合、静岡県金属工業健康保険組合、静岡県電気工事業健康保険組合、静岡県トラック運送健康保険組合、島津製作所健康保険組合、シミックグループ健康保険組合、商船三井健康保険組合、神鋼商事健康保険組合、新生銀行健康保険組合、スクロール健康保険組合、ジェイテクト健康保険組合、ジェーシービー健康保険組合
- (せ) 関ヶ原石材健康保険組合、双日健康保険組合、ゼロ健康保険組合、全日本空輸健康保険組合、全農健康保険組合、全労済健康保険組合
- (た) 大広健康保険組合、大正製薬健康保険組合、太陽誘電健康保険組合、第一三共グループ健康保険組合、大建工業健康保険組合、大日本塗料健康保険組合、ダスキン健康保険組合
- (ち) 千葉県トラック健康保険組合、千葉県農協健康保険組合
- (つ) ツカモトグループ健康保険組合
- (て) T&D フィナンシャル生命健康保険組合、天理よろづ相談所健康保険組合、電興健康保険組合
- (と) 東京医科大学健康保険組合、東京エレクトロン健康保険組合、東京応化工業健康保険組合、東京港運健康保険組合、東京証券業健康保険組合、東京スター銀行健康保険組合、東京製綱健康保険組合、東京中央卸売市場健康保険組合、東京鐵鋼健康保険組合、東京都医業健康保険組合、東京都食品健康保険組合、東武鉄道健康保険組

合、東プレ健康保険組合、栃木県トラック健康保険組合、巴川製紙所健康保険組合、トッパングループ健康保険組合、豊田自動織機健康保険組合、トヨタ自動車健康保険組合、豊田通商健康保険組合

- (な) 長瀬産業健康保険組合、名古屋木材健康保険組合、南都銀行健康保険組合
- (に) 日工健康保険組合、日産自動車健康保険組合、日清オイリオグループ健康保険組合、日清製粉健康保険組合、日鉄物産健康保険組合、日本道路健康保険組合、日本ハム健康保険組合
- (の) 野村健康保険組合、野村証券健康保険組合
- (は) パイロット健康保険組合、パッケージ工業健康保険組合、バンテック健康保険組合
- (ひ) 東淀川健康保険組合
- (ふ) フォーラムエンジニアリング健康保険組合、福山通運健康保険組合、不二サッシ健康保険組合、富士車輛健康保険組合、富士電機健康保険組合、プリマハム健康保険組合、プルデンシャル健康保険組合
- (へ) 平和堂健康保険組合
- (ほ) 保土谷化学健康保険組合、ホトニクス・グループ健康保険組合
- (ま) マツモトキヨシグループ健康保険組合、万代健康保険組合、前田道路健康保険組合
- (み) ミツバ健康保険組合、三井物産健康保険組合、三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合
- (も) 持田製薬健康保険組合
- (や) 安川電機健康保険組合、安田日本興亜健康保険組合、山崎製パン健康保険組合、やまと健康保険組合、ヤマトグループ健康保険組合
- (よ) 吉野工業所健康保険組合
- (ら) 楽天健康保険組合
- (れ) レナウングループ健康保険組合
- (ろ) ロイヤル健康保険組合

【※国民健康保険組合】

- (岐阜) 岐阜県医師国民健康保険組合、岐阜県建設国民健康保険組合
- (福岡) 福岡県医師国民健康保険組合、福岡県歯科医師国民健康保険組合、福岡県薬剤師国民健康保険組合
- (熊本) 熊本県医師国民健康保険組合、熊本県歯科医師国民健康保険組合

(2) 前述(1)に該当しないが、下記①～④に該当する方は、保険者に申請すれば窓口負担が免除される場合があります。免除対象者には保険者から免除証明書が交付されます。医療機関で免除証明書を提示する必要があります。

入院時食事療養は対象外です。

災害救助法の適用市町村であるか、否かにかかわらず、下記①～④に該当する場合は、保険者の判断で免除を行うことが可能です。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜雪害等により農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2020年7月16日現在

